

ID: 0442

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	使用料の徴収																																													
例 規 名 根 拠 条 項	ながとスポーツ公園条例 第8条																																													
例 規 番 号	平成29年条例第2号																																													
【根拠条文】 (使用料) 第8条 市は、有料施設の使用につき、使用者から別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。 【基準】 根拠条文及び別表による。 別表(第8条、第16条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>具体的名称</th><th>区分</th><th>基準額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">ながとスポーツ公園</td><td>多目的広場(全面)</td><td>1時間につき</td><td>1,300</td></tr> <tr> <td>多目的広場(半面)</td><td>1時間につき</td><td>650</td></tr> <tr> <td rowspan="3">グラウンドゴルフ場</td><td>1人につき 1回につき</td><td>200</td></tr> <tr> <td>回数券11枚綴り</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td>占用使用の場合 1回につき</td><td>4,000</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>1時間につき</td><td>100</td></tr> <tr> <td>占用をする場合の屋外スペース</td><td>1時間につき1平方メートル当たり</td><td>15</td></tr> <tr> <td></td><td>具体的名称</td><td>区分</td><td>基準額(円)</td></tr> <tr> <td>研修室(冷暖房設備)</td><td>1時間につき</td><td>100</td></tr> <tr> <td colspan="4"> 備考 1 営利を目的として有料施設(冷暖房設備を除く。)を使用するときは、基準額の4倍の額とする。 2 多目的広場を高校生以下の児童生徒が使用するときは、基準額の5割引とする。 3 1回は、4時間を上限とする。 4 グラウンドゴルフ場の占用使用は、20人以上の団体が使用する場合において適用する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 6 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。 7 料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 </td></tr> <tr> <td>備考</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>設定年月日</td><td>平成29年4月1日</td><td>最終変更年月日</td><td></td></tr> </tbody></table>				名称	具体的名称	区分	基準額(円)	ながとスポーツ公園	多目的広場(全面)	1時間につき	1,300	多目的広場(半面)	1時間につき	650	グラウンドゴルフ場	1人につき 1回につき	200	回数券11枚綴り	2,000	占用使用の場合 1回につき	4,000	研修室	1時間につき	100	占用をする場合の屋外スペース	1時間につき1平方メートル当たり	15		具体的名称	区分	基準額(円)	研修室(冷暖房設備)	1時間につき	100	備考 1 営利を目的として有料施設(冷暖房設備を除く。)を使用するときは、基準額の4倍の額とする。 2 多目的広場を高校生以下の児童生徒が使用するときは、基準額の5割引とする。 3 1回は、4時間を上限とする。 4 グラウンドゴルフ場の占用使用は、20人以上の団体が使用する場合において適用する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 6 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。 7 料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				備考				設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	
名称	具体的名称	区分	基準額(円)																																											
ながとスポーツ公園	多目的広場(全面)	1時間につき	1,300																																											
	多目的広場(半面)	1時間につき	650																																											
	グラウンドゴルフ場	1人につき 1回につき	200																																											
		回数券11枚綴り	2,000																																											
		占用使用の場合 1回につき	4,000																																											
	研修室	1時間につき	100																																											
	占用をする場合の屋外スペース	1時間につき1平方メートル当たり	15																																											
		具体的名称	区分	基準額(円)																																										
研修室(冷暖房設備)	1時間につき	100																																												
備考 1 営利を目的として有料施設(冷暖房設備を除く。)を使用するときは、基準額の4倍の額とする。 2 多目的広場を高校生以下の児童生徒が使用するときは、基準額の5割引とする。 3 1回は、4時間を上限とする。 4 グラウンドゴルフ場の占用使用は、20人以上の団体が使用する場合において適用する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 6 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。 7 料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																																														
備考																																														
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日																																												